

秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年10月3日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 入札に付する事項

(1) 契約の名称

パーソナルコンピュータ等賃貸借

(2) 賃貸借の概要

パーソナルコンピュータ等賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 賃貸借の期間

令和7年11月1日から令和10年10月31日まで。

ただし、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除できるものとする。この場合、解除により生じた損害の賠償を請求することはできないものとする。

(4) 賃貸借機器等の設置場所

仕様書で指示する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、問い合わせ先

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号 本庁舎3階

秋田県企画振興部 総合政策課 マーケティング戦略室

電話番号 018-860-1271

e-mail : marketing@pref.akita.lg.jp

(2) 仕様書の配布方法

令和7年10月3日（金）から10月14日（火）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

3 入札執行の日時及び場所

令和7年10月16日（木）午前10時

秋田県秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁地下1階入札室

4 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格を有していること。
- (5) 競争入札参加資格確認申請期限日から入札日までの期間内において、秋田県からの指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 本公告に示した物品及び数量を確実に納入し得ること。
- (7) 秋田県税を滞納していないこと。

5 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、添付書類を添えて次により提出しなければならない。
 - ① 提出書類
 - 入札参加資格確認申請書（様式1）
 - 入札保証金の免除申請をする場合は、入札保証金免除申請書（様式6）
 - ② 提出期間
 - 令和7年10月3日（金）から10月14日（火）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。
 - ③ 提出時間
 - 午前9時から午後5時まで
 - ④ 提出場所
 - 2（1）に掲げる場所に持参又は郵送による。
- (2) 入札参加資格の審査結果は、令和7年10月15日（水）までに通知する。
- (3) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書の提出から落札者決定までの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

6 入札に関する質問及び回答

- (1) 当該入札に対する質問は、パーソナルコンピュータ等賃貸借に関する質問書（様式3）により、令和7年10月8日（水）正午までに、2（1）に掲げる場所に持参又はメールにより行うこと。
- (2) 質問書に対する回答は、令和7年10月9日（木）までに秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。
- (3) 入札に関する説明会は行わない。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の納付
 - 入札者は、見積もった入札金額の100分の5以上の金額の入札保証金を、入札開始時間の前までに納付しなければならない。ただし、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供をもって入札保証金

の納付に代えることができる。

(2) 入札保証金の免除

次の①又は②の書類を令和7年10月14日（火）までに提出し、審査の結果、免除適当と認める場合は免除する。

- ① 過去2年間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した証（契約書及び支払通知書の写し等）
- ② 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

8 契約保証金

(1) 契約保証金の納付

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を、契約締結の前までに納付しなければならない。ただし、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便振替貯金払出証書、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(2) 契約保証金の免除

7（2）①に掲げる書類審査の結果、免除となった者と契約する場合、又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除適当と認める場合は免除する。

9 入札書の提出等

(1) 提出方法

5（2）に掲げる通知を受けた者は、3に掲げる日時及び場所に入札書（様式4）を持参して、入札担当者に提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、委任状（様式5）を併せて提出すること。

(2) 入札書に記載する金額

入札書に契約期間内における1か月あたりの賃貸借料を記載すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者のした入札
- ② 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- ③ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- ④ 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- ⑤ 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- ⑥ 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- ⑦ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ⑧ 記名押印を欠く入札
- ⑨ 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(4) 入札又は開札の中止及びこれによる損害に関する事項

天災、その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合には、これを中止する。

(5) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10 落札者の決定方法

(1) 開札は入札参加者又はその代理人が出席のもとで、入札終了後直ちに行う。

(2) 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者のくじ引きにより落札者を決定する。

(4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

(5) 入札は2回までとし、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最後の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象とし、随意契約の交渉を行うことがある。

(6) 契約書は作成する。

11 その他

(1) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用するようなことはしない。

(3) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が4に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

(5) 本公告に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び秋田県財務規則の定めるところによる。